第一項各号に掲げる権限	国民健康保険法第九条第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限（以下「通知の権限」という。）
の全部若しくは一部を行う	を行う
若しくは不適当	又は不適当
同項各号に掲げる	当該通知の
の全部又は一部を自ら	を自ら
第百九条の四第四項	
、前項	、国民健康保険法第九条第十三項において準用する前項
第一項各号に掲げる	通知の
の全部若しくは一部を自ら	を自ら
又は前項	又は同条第十三項において準用する前項
の全部若しくは一部を行わない	を行わない
するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百九条の四第六項	
、第三項	、国民健康保険法第九条第十三項において準用する第三項
第一項各号に掲げる	通知の
の全部若しくは一部を自ら	を自ら
又は第三項	又は同条第十三項において準用する第三項
の全部若しくは一部を行わない	を行わない
同項各号に掲げる	当該通知の
第百九条の四第七項	
前各項	国民健康保険法第九条第十二項並びに同条第十三項において準用する第三項、第四項及び前項
第一項各号に掲げる	通知の
同項各号に掲げる	当該通知の

第二十九条の十一の表第百三十四条第九項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十四条第十一項の項の次に次のように加える。

第百三十四条第十二項	第一項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第一項
	第八項	同条において準用する第八項
第百三十四条第十三項	前項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する前項

第二十九条の十一の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する前項

第二十九条の十一の表第百三十七条第六項の項を削り、同表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百三十四条第七項
	第五項	同法第七十六条の四において準用する第五項
	同条第十二項	同条において準用する第百三十四条第十二項
	第六項	同法第七十六条の四において準用する第六項

第二十九条の十五の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百三十八条第一項
	第五項	同法第七十六条の四において準用する第百三十八条第二項（同法第七十六条の四において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百三十八条第二項（同法第七十六条の四において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項

第二十九条の十六の表第百三十六条第五項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百四十条第三項において準用する第一項
		国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百四十条第三項において準用する第一項